



山形県公報

平成25年4月1日(月)

号 外 (18)

目 次

訓 令

○山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令…………… (人 事 課) … 1

訓 令

山形県訓令第6号

序 中
出 先 機 関

山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令

山形県事務代決及び専決事務に関する規程(昭和28年12月県訓令第49号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「会計局長」を「危機管理監及び会計局長」に改める。

別表第1 人事・サービスの項第16項を削り、同表の備考第4項の表中「、検査課」及び「村山総合支庁及び」を削り、別表第1の備考第5項の表中「水産課」を「水産振興課」に改め、別表第1の備考第6項の表中「農林水産部新農業推進課」を「農林水産部6次産業推進課」に、

農林水産部農村整備課	農山漁村計画課長	を
農林水産部環境農業推進課、畜産課	生産技術課	

農林水産部園芸農業推進課、畜産課、水産課	農業技術環境課長	に改め、別表第1の備考
農林水産部農村整備課	農村計画課長	

第7項の表中「地域保健予防課」を「地域保健予防課、地域保健福祉課、子ども家庭支援課」に、「水産課」を「水産振興課」に改め、別表第1の備考第9項の表中

県土整備部高速道路整備推進課、建築住宅課	道路課長	を
----------------------	------	---

県土整備部道路保全課、建築住宅課	道路整備課長	に改め、別表第1の備考
------------------	--------	-------------

第10項の表中「水産課」を「水産振興課」に改める。

別表第2 総務部の項人事課の項給与に関すること。の項部長専決事項の欄第1項中「(行政職給料表8級及び他の給料表のそれに相当する級以上となる者の昇格を除く。)」を削り、同表子育て推進部の項子ども家庭課の項施設事務費に関すること。の項部長専決事項の欄第1項中「長寿社会課」を「健康長寿推進課」に改め、同表健康福祉

部の項健康福祉企画課の項中

施設事務費に関すること。		1 社会福祉施設（子ども家庭課、長寿社会課及び障がい福祉課の所管に係るものを除く。）に支弁すべき事務費等の決定に関すること。	
--------------	--	----------------------------------------------------------------	--

を

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に関すること。		1 第31条第2項の規定による指示に関すること。	
		2 第32条第2項の規定による建物の封鎖等の措置に関すること。	
		3 第38条第2項の規定による感染症指定医療機関の指定に関すること。	
		4 第50条第1項の規定による第31条及び第32条に規定する措置の全部又は一部の実施に関すること。	

に改め、同部の項中

施設事務費に関すること。		1 社会福祉施設（子ども家庭課、健康長寿推進課及び障がい福祉課の所管に係るものを除く。）に支弁すべき事務費等の決定に関すること。	
--------------	--	------------------------------------------------------------------	--

「長寿社会課」を「健康長寿推進課」に改め、同部の項障がい福祉課の項施設事務費に関する。の項部長専決事項の欄第1

項中「長寿社会課」を「健康長寿推進課」に改め、同部の項保健薬務課の項を削り、同表商工労働観光部の項中

「産業政策課」を「中小企業振興課」に改め、同表農林水産部の項

新農業推進課	卸売市場法に関する。こと。		1 第55条の規定による地方卸売市場の開設の許可に関する。こと。	
			2 第58条第1項の規定による卸売の業務の許可に関する。こと。	
			3 第60条の規定による地方卸売市場の廃止の許可に関する。こと。	
生産技術課	公有水面埋立法に関する。こと（漁港区域に係るものに限る。）。	1 第6条第3項の規定による裁定に関する。こと。	1 第47条第1項の規定による認可の申請に関する。こと。	
	国有財産法に関する。こと。		1 第8条第1項の規定による漁港の区域内に所在し、又は漁港管理者の長が海岸管理者となる海岸保全施設若しくは公共海岸である国有財産の引継ぎに関する。こと。	
			2 第12条の規定による漁港の区域内に所在し、又は漁港管理者の長が海岸管理者となる海岸保全施設若しくは公共海岸である国有財産の所管	

		<p>換えに関する こと。</p> <p>3 第27条の規定 による漁港の区 域内に所在し、 又は漁港管理者 の長が海岸管理 者となる海岸保 全施設若しくは 公共海岸である 国有財産の交換 に関すること。</p>	
水産業協同組 合法に関する こと。			1 第48条第2項 の規定による定 款の変更の認可 に関すること。
漁業法に関す ること。	1 第39条第1 項の規定によ る漁業権の変 更等に関する こと。	1 第10条の規定 による漁業権の 設定の免許（内 水面に係るもの に限る。）に関 すること。	
	2 第67条第4 項の規定によ る内水面漁場 管理委員会の 指示の取消し に関すること。	2 第11条の規定 による免許の内 容等の事前決定 （内水面に係る ものに限る。） に関すること。	
	3 第132条に おいて準用す る第100条の 規定による委 員の解任に関 すること。	3 第22条第1項 の規定による漁 業権の分割又は 変更の免許（内 水面に係るもの に限る。）に関 すること。	
		4 第24条第2項 の規定による漁 業権を目的とす る抵当権の設定 の認可（内水面 に係るものに限 る。）に関する こと。	
		5 第26条第1項 ただし書の規定 による認可（内 水面に係るもの に限る。）に関 すること。	

を

		6 第36条の規定による休漁中の漁業許可等（内水面に係るものに限る。）に関すること。	
		7 第65条第7項の規定による意見の聴取（内水面に係るものに限る。）に関すること。	
		8 第67条第9項の規定による催告及び同条第11項の規定による命令（内水面に係るものに限る。）に関すること。	
	主要農作物種子法に関すること。	1 第4条第5項の規定による審査の基準及び方法の決定に関すること。	
	山形県主要農作物原種配布規則に関すること。	1 原種の配布に関すること。	
	果樹農業振興特別措置法に関すること。	1 第3条第1項の規定による果樹園経営計画の認定に関すること。	

6次産業推進課	卸売市場法に関すること。	1 第55条の規定による地方卸売市場の開設の許可に関すること。	
		2 第58条第1項の規定による卸売の業務の許可に関すること。	

			3 第60条の規定による地方卸売市場の廃止の許可に関する事 こと。	
県産米ブランド推進課	主要農作物種子法に関する事 こと。		1 第4条第5項の規定による審査の基準及び方法の決定に関する事 こと。	
	山形県主要農作物原種配布規則に関する事 こと。		1 原種の配布に関する事 こと。	
園芸農業推進課	果樹農業振興特別措置法に関する事 こと。		1 第3条第1項の規定による果樹園経営計画の認定に関する事 こと。	

に改め、同部の項中

	家畜衛生試験に関する事 こと。			1 家畜衛生試験に関する事 こと。
--	--------------------	--	--	----------------------

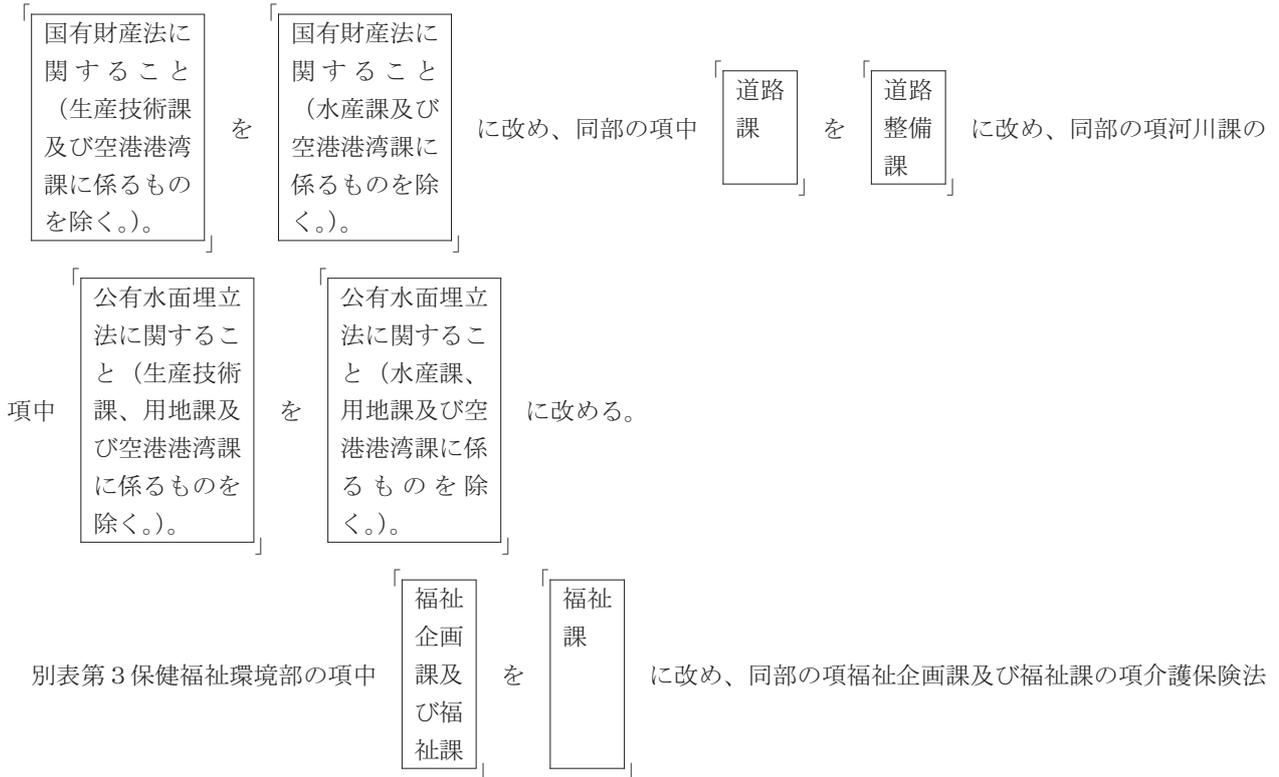
を

	家畜衛生試験に関する事 こと。			1 家畜衛生試験に関する事 こと。
水産課	公有水面埋立法に関する事（漁港区域に係るものに限る。）。	1 第6条第3項の規定による裁定に関する事 こと。	1 第47条第1項の規定による認可の申請に関する事 こと。	
			1 第8条第1項の規定による漁港の区域内に所在し、又は漁港管理者の長が海岸管理者となる海岸保全施設若しくは公共海岸である国有財産の引継ぎに関する事 こと。	
	国有財産法に関する事 こと。		2 第12条の規定による漁港の区域内に所在し、又は漁港管理者の長が海岸管理者となる海岸保全施設若しくは公共海岸である	

		<p>国有財産の所管 換えに関するこ と。</p> <p>3 第27条の規定 による漁港の区 域内に所在し、 又は漁港管理者 の長が海岸管理 者となる海岸保 全施設若しくは 公共海岸である 国有財産の交換 に関すること。</p>		<p>に改め、同部の項</p>
水産業協同組 合法に関する こと。			1 第48条第2項 の規定による定 款の変更の認可 に関すること。	
漁業法に関す ること。	1 第39条第1 項の規定による 漁業権の変 更等に関する こと。	1 第10条の規定 による漁業権の 設定の免許に関 すること。		
	2 第67条第4 項の規定による 指示の取消 しに関するこ と。	2 第11条の規定 による免許の内 容等の事前決定 に関すること。		
	3 第100条 (第132条に おいて準用す る場合を含む。)の規定に よる委員の解 任に関するこ と。	3 第22条第1項 の規定による漁 業権の分割又は 変更の免許に関 すること。		
		4 第24条第2項 の規定による漁 業権を目的とする抵 当権の設定の認可 に関すること。		
		5 第26条第1項 ただし書の規定 による認可に関 すること。		
		6 第36条の規定 による休漁中の 漁業許可等に関 すること。		
	7 第65条第7項 の規定による意 見の聴取に関す ること。			

			8 第67条第9項の規定による催告及び同条第11項の規定による命令（内水面に係るものに限る。）に関する事	
--	--	--	------------------------------------------------------	--

森林課の項森林法に關すること。の項部長専決事項の欄第1項中「第10条の5第7項」を「第10条の5第9項」に改め、同欄第5項中「分収育林契約」を「契約」に改め、同課の項森林法施行規則に關すること。の項部長専決事項の欄第1項中「第22条の8第1項第10号」を「第60条第1項第10号」に改め、同表県土整備部の項用地課の項中



に關すること。の項総合支庁課長専決事項の欄第4項中「及び第3号」及び「及び指定介護療養型医療施設」を削り、同欄第10項中「及び指定介護療養型医療施設」を削り、同欄第40項を削り、同欄第41項中「第107条の2第1項」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有することとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（次項から第46項までにおいて「旧法」という。）第107条の2第1項」に改め、同項を同欄第40項とし、同欄第42項中「第108条第1項」を「旧法第108条第1項」に改め、同項を同欄第41項とし、同欄第43項中「第111条」を「旧法第111条」に改め、同項を同欄第42項とし、同欄第44項中「第111条の2第1項」を「旧法第111条の2第1項」に改め、同項を同欄第43項とし、同欄第45項中「第112条第1項」を「旧法第112条第1項」に改め、同項を同欄第44項とし、同欄第46項中「第113条」を「旧法第113条」に改め、同項を同欄第45項とし、同欄第47項中「第113条の2第1項」を「旧法第113条の2第1項」に改め、同項を同欄第46項とし、同欄第48項から第58項までを1項ずつ繰り上げ、同課の項介護保険に關すること。の項総合支庁課長専決事項の欄第4項中「厚生労働大臣が定める特定診察費に係る指導管理等及び単位数」を「厚生労働大臣が定める特定診察費に係る指導管理等及び単位数」に改め、同課の項中

「障害者自立支援法に関すること。」

を

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に関すること。」

に改め、山形県青少年健全育成条例に関すること（村山総合支庁に限

る。)。の項を削り、同部の項環境課の項大気汚染防止法に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄第4項中「第17条の7」を「第17条の8」に改め、同欄第5項中「第17条の10」を「第17条の11」に改め、同課の項大気汚染防止法に関すること。の項総合支庁課長専決事項の欄第4項中「第17条の12第1項」を「第17条の13第1項」に改め、同欄第5項及び第6項中「第17条の12第2項」を「第17条の13第2項」に改め、同欄第8項中「第17条の4第1項」を「第17条の5第1項」に改め、同欄第9項中「第17条の5第1項」を「第17条の6第1項」に改め、同欄第10項中「第17条の6第1項」を「第17条の7第1項」に改め、同課の項水質汚濁防止法に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄第5項を第6項とし、同欄第4項中「第14条の2第3項」を「第14条の2第4項」に改め、同項を同欄第5項とし、同欄第3項の次に次の1項を加える。

4 第13条の3第1項の規定による改善命令等に関すること。

別表第3保健福祉環境部の項環境課の項水質汚濁防止法に関すること。の項総合支庁課長専決事項の欄第1項から第3項までの規定中「特定施設」を「特定施設等」に改め、同欄第7項中「及び第2項」を「から第3項まで」に改め、同部の項保健企画課の項中

「栄養士法に関すること（住所地が県外にある者に係るものを除く。）（置賜総合支庁及び庄内総合支庁に限る。）。」

を

「栄養士法に関すること（住所地が県外にある者に係るものを除く。）（最上総合支庁を除く。）。」

に、

「健康増進法に関すること（置賜総合支庁及び庄内総合支庁に限る。）。」

を

「健康増進法に関すること（最上総合支庁を除く。）。」

に改め、同部の項地域保

「栄養士法施行令に関すること（住所地が県外にある者に係るものを除く。）（置賜総合支庁及び庄内総合支庁に限る。）。」

「栄養士法施行令に関すること（住所地が県外にある者に係るものを除く。）（最上総合支庁を除く。）。」

健予防課の項栄養士法に関すること（住所地が県外にある者に係るものを除く。）（村山総合支庁に限る。）。の項、栄養士法施行令に関すること（住所地が県外にある者に係るものを除く。）（村山総合支庁に限る。）。の項、母子保健法に関すること。の項及び健康増進法に関すること（村山総合支庁に限る。）。の項を削り、同課の項障害者自立支援法に関すること（育成医療に係るものに限る。）。の項を次のように改める。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に関すること（育成医療に係るものに限る。）。	1 第11条第1項の規定による報告の徴収等に関すること。	1 第11条第3項において準用する第9条第2項の規定による職員の身分を示す証明書の発行に関すること。	
----------------------------------------------------	------------------------------	----------------------------------------------------	--

別表第3 保健福祉環境部の項地域保健福祉課の項中

児童福祉法に関すること（庄内総合支庁に限る。）。	1 第21条の5の21第1項の規定による報告の徴収等に関すること。	1 第21条の5の21第2項（第21条の5の26第5項、第24条の15第2項及び第24条の39第5項において準用する場合を含む。）の規定による職員の身分を示す証明書の発行に関すること。	1 第21条の5の3第1項の規定による指定障害児通所支援事業者の指定に関すること。
	2 第21条の5の22第1項及び第3項の規定による勧告及び命令に関すること。		2 第21条の5の16の規定による指定の更新に関すること。
	3 第21条の5の26第1項の規定による報告の徴収等に関すること。		3 第21条の5の19の規定による届出の受理に関すること。
	4 第21条の5の27第1項及び第3項の規定による勧告及び命令に関すること。		4 第21条の5の25の規定による届出の受理に関すること。
	5 第24条の15第1項の規定による報告の徴収等に関すること。		5 第24条の2第1項の規定による指定障害児入所施設の指定に関すること。
	6 第24条の16第1項及び第3項の規定による勧告及び命令に関すること。		6 第24条の10の規定による指定の更新に関すること。
	7 第24条の39第1項の規定による報告の徴収等に関すること。		7 第24条の13の規定による届出の受理に関すること。

を

	8 第24条の40 第1項及び第3項の規定による勧告及び命令に関すること。		8 第24条の14 の規定による届出の受理に関すること。
			9 第24条の38 の規定による届出の受理に関すること。
			10 第34条の3 の規定による障害児通所支援事業及び障害児相談支援事業に係る届出の受理に関すること。
民生委員法に関すること（庄内総合支庁に限る。）。		1 第17条の規定による指揮監督に関すること。	
		2 第18条の規定による指導訓練に関すること。	

児童福祉法に関すること（最上総合支庁を除く。）。	1 第21条の5 の21第1項の規定による報告の徴収等に関すること。	1 第21条の5 の21第2項（第21条の5の26第5項、第24条の15第2項及び第24条の39第5項において準用する場合を含む。）の規定による職員の身分を示す証明書の発行に関すること。	1 第21条の5 の3第1項の規定による指定障害児通所支援事業者の指定に関すること。
	2 第21条の5 の22第1項及び第3項の規定による勧告及び命令に関すること。	2 第35条第4 項の規定による児童福祉施設の設置の認可及び同条第7項の規定による児童福祉施設の廃止及	2 第21条の5 の16の規定による指定の更新に関すること。

		び休止の承認 に関する事 （第二種社会 福祉事業に係 るものに限 る。）（村山総 合支庁に限 る。）。	
3	第21条の5 の26第1項の 規定による報 告の徴収等に 関すること。		3 第21条の5 の19の規定に よる届出の受 理に関する事 と。
4	第21条の5 の27第1項及 び第3項の規 定による勧告 及び命令に関 すること。		4 第21条の5 の25の規定に よる届出の受 理に関する事 と。
5	第24条の15 第1項の規定 による報告の 徴収等に関す ること。		5 第24条の2 第1項の規定 による指定障 害児入所施設 の指定に関す ること。
6	第24条の16 第1項及び第 3項の規定に よる勧告及び 命令に関する こと。		6 第24条の10 の規定による 指定の更新に 関すること。
7	第24条の39 第1項の規定 による報告の 徴収等に関す ること。		7 第24条の13 の規定による 届出の受理に 関すること。
8	第24条の40 第1項及び第 3項の規定に よる勧告及び 命令に関する こと。		8 第24条の14 の規定による 届出の受理に 関すること。
9	第46条第3 項の規定によ る児童福祉施 設に係る改善 命令等に関す ること（村山 総合支庁に限 る。）。		9 第24条の38 の規定による 届出の受理に 関すること。

		10 第34条の3の規定による障害児通所支援事業及び障害児相談支援事業に係る届出の受理に関すること。
		11 第34条の4の規定による児童自立生活援助事業及び小規模住居型児童養育事業に係る届出の受理に関すること（村山総合支庁に限る。）。
		12 第34条の5第1項の規定による児童自立生活援助事業及び小規模住居型児童養育事業に係る報告の徴収等に関すること（村山総合支庁に限る。）。
		13 第34条の12の規定による一時預かり事業の届出の受理等に関すること（村山総合支庁に限る。）。
		14 第34条の14第1項の規定による一時預かり事業に係る報告の徴収等に関すること（村山総合支庁に限る。）。

に、

		15 第34条の15の規定による家庭的保育事業の届出の受理等に関する事 こと（村山総合支庁に限る。）。
		16 第34条の17第1項の規定による家庭的保育事業に係る報告の徴収等に関する事 こと（村山総合支庁に限る。）。
		17 第35条第3項及び第6項の規定による児童福祉施設の設置、廃止及び休止の届出の受理に関する事 こと（第二種社会福祉事業に係るものに限る。） （村山総合支庁に限る。）。
		18 第46条第1項の規定による児童福祉施設に係る報告の徴収等に関する事 こと（村山総合支庁に限る。）。
		19 第59条第1項の規定による立入調査等に関する事 こと（村山総合支庁に限る。）。

			20 第59条の2の規定による認可外保育施設に係る届出の受理等に関すること（村山総合支庁に限る。）。
			21 第59条の2の5第1項の規定による認可外保育施設からの報告の受理に関すること（村山総合支庁に限る。）。
児童福祉法施行規則に関すること（村山総合支庁に限る。）。			1 第37条第4項から第6項までの規定による児童福祉施設に係る変更の届出の受理に関すること（第二種社会福祉事業に係るものに限る。）。
保育所運営負担金に関すること（村山総合支庁に限る。）。		1 保育所運営負担金の加算の認定等に関すること。	
民生委員法に関すること（最上総合支庁を除く。）。		1 第17条の規定による指揮監督に関すること。	
		2 第18条の規定による指導訓練に関すること。	

「社会福祉法に
関すること
（子育て推進
部で所掌する
ものを除く。）
（庄内総合支
庁に限る。）。

を

「社会福祉法に
関すること
（最上総合支
庁を除き、庄
内総合支庁に
あつては子育
て推進部で所
掌するものを
除く。）。

に、

「戦傷病者特別
援護法に關す
ること（庄内
総合支庁に限
る。）。

を

「戦傷病者特別
援護法に關す
ること（最上
総合支庁を除
く。）。

戦傷病者特別
援護法施行令
に關すること
（庄内総合支
庁に限る。）。

戦傷病者特別
援護法施行令
に關すること
（最上総合支
庁を除く。）。

戦傷病者特別
援護法施行規
則に關すること
（庄内総合支
庁に限る。）。

戦傷病者特別
援護法施行規
則に關すること
（最上総合支
庁を除く。）。

特別児童扶養
手当等の支給
に關する法律
に關すること
（特別児童扶
養手当に係る
ものを除く。）。

特別児童扶養
手当等の支給
に關する法律
に關すること
（特別児童扶
養手当に係る
ものを除く。）
（村山総合支
庁を除く。）。

に改め、同課の項介護保険法に關すること。の項総合支庁課長専決事項

の欄第4項中「及び第3号」及び「及び指定介護療養型医療施設」を削り、同欄第10項中「及び指定介護療養型医療施設」を削り、同欄第40項を削り、同欄第41項中「第107条の2第1項」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有することとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（次項から第46項までにおいて「旧法」という。）第107条の2第1項」に改め、同項を同欄第40項とし、同欄第42項中「第108条第1項」を「旧法第108条第1項」に改め、同項を同欄第41項とし、同欄第43項中「第111条」を「旧法第111条」に改め、同項を同欄第42項とし、同欄第44項中「第111条の2第1項」を「旧法第111条の2第1項」に改め、同項を同欄第43項とし、同欄第45項中「第112条第1項」を「旧法第112条第1項」に改め、同項を同欄第44項とし、同欄第46項中「第113条」を「旧法第113条」に改め、同項を同欄第45項とし、同欄第47項中「第113条の2第1項」を「旧法第113条の2第1項」に改め、同項を同欄第46項とし、同欄第48項から第58項までを1項ずつ繰り上げ、同課の項中

障害者自立支援法に関すること。	1 第11条第1項及び第2項の規定による報告の徴収等に関すること。	1 第11条第3項、第48条第2項、第51条の3第5項、第51条の27第3項、第51条の32第5項、第81条第2項及び第85条第2項において準用する第9条第2項の規定による職員の身分を示す証明書の発行に関すること（育成医療及び精神通院医療に係るものを除く。）。	1 第29条第1項の規定による指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の指定に関すること。	
	2 第48条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定による報告の徴収等に関すること。		2 第37条第1項の規定による指定の変更に関すること。	
	3 第49条第1項及び第4項の規定による勧告及び命令に関すること。		3 第39条第1項の規定による指定の変更に関すること。	
	4 第51条の3第1項の規定による報告の徴収等に関すること。		4 第41条第1項の規定による指定の更新に関すること。	
	5 第51条の4第1項及び第3項の規定による勧告及び命令に関すること。		5 第46条の規定による届出の受理に関すること。	
	6 第51条の27第1項の規定による報告の徴収等に関すること。		6 第47条の規定による届出の受理に関すること。	を

	7 第51条の28 第1項及び第4項の規定による勧告及び命令に関すること。		7 第51条の2 の規定による届出の受理に関すること。	
	8 第51条の32 第1項の規定による報告の徴収等に関すること。		8 第51条の14 第1項の規定による指定一般相談支援事業者の指定に関すること。	
	9 第51条の33 第1項及び第3項の規定による勧告及び命令に関すること。		9 第51条の21 第1項の規定による指定の更新に関すること。	
	10 第81条第1 項の規定による報告の徴収等に関すること。		10 第51条の25 の規定による届出の受理に関すること。	
	11 第85条第1 項の規定による報告の徴収等に関すること。		11 第51条の31 の規定による届出の受理に関すること。	
			12 第79条の規 定による届出 の受理に関する こと。	
知事感謝状に 関すること（庄内 総合支庁に限 る。）。	1 民生委員及 び児童委員に 対する知事感 謝状に関する こと（知事が 別に定める基 準による場合 に限る。）。			

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に関すること。	1 第11条第1項及び第2項の規定による報告の徴収等に関すること。	1 第11条第3項、第48条第2項、第51条の3第5項、第51条の27第3項、第51条の32第5項、第81条第2項及び第85条第2項において準用する第9条第2項の規定による職員の身分を示す証明書の発行に関すること（育成医療及び精神通院医療に係るものを除く。）。	1 第29条第1項の規定による指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の指定に関すること。
	2 第48条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定による報告の徴収等に関すること。		2 第37条第1項の規定による指定の変更に関すること。
	3 第49条第1項及び第4項の規定による勧告及び命令に関すること。		3 第39条第1項の規定による指定の変更に関すること。
	4 第51条の3第1項の規定による報告の徴収等に関すること。		4 第41条第1項の規定による指定の更新に関すること。
	5 第51条の4第1項及び第3項の規定による勧告及び命令に関すること。		5 第46条の規定による届出の受理に関すること。
	6 第51条の27第1項の規定による報告の徴収等に関すること。		6 第47条の規定による届出の受理に関すること。

に、

	7 第51条の28 第1項及び第4項の規定による勧告及び命令に関すること。		7 第51条の2の規定による届出の受理に関すること。
	8 第51条の32 第1項の規定による報告の徴収等に関すること。		8 第51条の14 第1項の規定による指定一般相談支援事業者の指定に関すること。
	9 第51条の33 第1項及び第3項の規定による勧告及び命令に関すること。		9 第51条の21 第1項の規定による指定の更新に関すること。
	10 第81条第1項の規定による報告の徴収等に関すること。		10 第51条の25の規定による届出の受理に関すること。
	11 第85条第1項の規定による報告の徴収等に関すること。		11 第51条の31の規定による届出の受理に関すること。
			12 第79条の規定による届出の受理に関すること。
高齢者の居住の安定確保に関する法律に関すること。		1 第24条の規定による福祉サービスの提供に係る報告、検査等に関すること。	
知事感謝状に関すること（最上総合支庁を除く。）。	1 民生委員及び児童委員に対する知事感謝状に関すること（知事が別に定める基準による場合に限る。）。		

「栄養士法に関すること（住所地在外にある者に係るものを除く。）（最上総合支庁に限る。）。

栄養士法施行令に関すること（住所地在外にある者に係るものを除く。）（最上総合支庁に限る。）。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に関すること（最上総合支庁に限る。）。

「栄養士法に関すること（住所地在外にある者に係るものを除く。）（庄内総合支庁を除く。）。

栄養士法施行令に関すること（住所地在外にある者に係るものを除く。）（庄内総合支庁を除く。）。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に関すること（庄内総合支庁を除く。）。

を

に改め、同部の項子ども家庭支援課の項児童福祉法に関すること。の項

総合支庁長専決事項の欄第9項中「こと」を「こと（村山総合支庁を除く。）」に改め、同課の項総合支庁部長専決事項の欄第3項中「限る」を「限る。）（村山総合支庁を除く）」に改め、同課の項総合支庁課長専決事項の欄第11項から第16項までの規定中「こと」を「こと（村山総合支庁を除く。）」に改め、同欄第17項中「限る」を「限る。）（村山総合支庁を除く）」に改め、同欄第18項から第21項までの規定中「こと」を「こと（村山総合支庁を除く。）」に改め、同課の項中

く。）」に改め、同課の項中

「児童福祉法施行規則に関すること。

保育所運営負担金に関すること。

を

「児童福祉法施行規則に関すること（村山総合支庁を除く。）。

保育所運営負担金に関すること（村山総合支庁を除く。）。

に、

「特別児童扶養手当等の支給に関する法律に関すること（特別児童扶養手当に係るものに限る。）。

を

「特別児童扶養手当等の支給に関する法律に関すること（最上総合支庁及び庄内総合支庁にあつては、特別児童扶養手当に係るものに限る。）。

に改め、母子保健法に関すること。の項を削り、同課の項障害者自立支

援法に関すること（育成医療に係るものに限る。）。の項を次のように改める。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に関すること（育成医療に係るものに限る。）。	1 第11条第1項の規定による報告の徴収等に関すること。	1 第11条第3項において準用する第9条第2項の規定による職員の身分を示す証明書の発行に関すること。	
----------------------------------------------------	------------------------------	----------------------------------------------------	--

別表第3 産業経済部の項農業振興課の項農地法に関すること。の項総合支庁長専決事項の欄中第1項を削り、第2項を第1項とし、同課の項農地法に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄中第1項を削り、第2項を第1

項とし、第3項から第5項までを1項ずつ繰り上げ、同部の項中

「水産課」

を

「水産振興課」

に改め、同部の

項水産課の項国有財産法に関すること（漁港の区域内に所在し、又は漁港管理者の長が海岸管理者となる海岸保全区域施設若しくは公共海岸である国有財産に係るものに限る。）。の項総合支庁課長専決事項の欄第1項中「農林水産部生産技術課」を「農林水産部水産課」に改め、同課の項漁業法に関すること。の項総合支庁長専決事項の欄第1項中「限る」を「限り、漁業権に係るものを除く」に改め、同欄中第2項から第19項までを削り、同欄第20項中「に関する」を「（漁業権に係るものを除く。）に関する」に改め、同項を同欄第2項とし、同欄第21項中「取消し」を「取消し（漁業権に係るものを除く。）」に改め、同項を同欄第3項とし、同欄中第22項を削り、第23項を第4項とし、第24項から第26項までを19項ずつ繰り上げ、同課の項漁業法に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄中第1項及び第2項を削り、第3項を第1項とし、第4項を第2項とし、第5項を第3項とし、同部の項森林整備課の項森林法施行規則に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄第1項中「第22条の8第1項第5号から第9号まで」を「第60条第1項第5号から第9号まで」に改め、同欄第2項中「第22条の8第1項第10号」を「第60条第1項第10号」に改め、同欄第3項中「第22条の11第1項第3号及び第4号」を「第63条第1項第3号及び第4号」に改め、同欄第4項中「第22条の11第1項第5号」を「第63条第1項第5号」に改め、同表建設部の項建設総務課、

西村山建設総務課、北村山建設総務課及び西置賜建設総務課の項中

「海岸法に関すること（庄内総合支庁に限り、水産課に係るものを除く。）」

を

「海岸法に関すること（水産振興課に係るものを除く。）（庄内総合支庁に限る。）」

に改

め、同課の項山形県海岸占用料等徴収条例に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄第1項中「水産課」を「水産振興課」に改め、同部の項西村山建設総務課、北村山建設総務課及び西置賜建設総務課の項土地改良法に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄第2項及び同部の項用地課の項土地改良法に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄第2項中「第96条の4」を「第96条の4第1項」に改め、同部の項建築課の項建築基準法に関する

ること。の項総合支庁課長専決事項の欄中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 第12条第5項の規定による報告の徴収に関すること。

別表第3建設部の項建築課の項高齢者の居住の安定確保に関する法律に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄第1項中「保健福祉環境部福祉企画課及び福祉課」を「保健福祉環境部福祉課及び地域保健福祉課」に改め、同表の備考第1項の表中「、母子保健法に関すること。の項及び障害者自立支援法に関すること（育成医療に係るものに限る。）。の項」を「及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に関すること（育成医療に係るものに限る。）。の項」に改め、別表第3の備考第2項の表中「水産課」を「水産振興課」に改める。

別表第4第2号の表（精神保健福祉センター所長の専決事項）の項第2項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

別表第5東京事務所の項中 「次長」 を 「副所長」 に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

平成25年4月1日印刷
平成25年4月1日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3
印刷所 坂部印刷株式会社
印刷者 坂部
電話 山形 (631)2057 (631)2056